

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(藤沢税務署長)

令和6年11月28日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和6年5月23日判決、本資料274号・順号13989)

## 判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	河合 郁
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	藤沢税務署長 丸山 宏
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 藤沢税務署長が令和2年2月27日付けで控訴人に対してした被相続人乙の平成17年8月●日相続開始に係る相続税の更正処分(ただし、令和2年9月29日付け再調査決定及び令和4年2月1日付け裁決によりそれぞれ一部取り消された後のもの)のうち、課税価格1億8078万2000円、納付すべき税額4711万7100円を超える部分を取り消す。

### 第2 事案の概要等(略称は、新たに定めるほか、原判決の例による。以下同じ。)

- 1 被相続人乙(平成17年8月●日死亡。亡乙)の相続人ら(控訴人の母である亡丙を含む。)は、亡乙の相続につき、亡乙の遺産の一部が未分割であるとして相続税の申告をしたが、その後、亡乙相続人ら(ただし、亡丙がその間に死亡したため、亡丙の相続人ら(控訴人を含む。)が権利義務を承継した。)の間で遺産分割調停が成立した。

これを受けて、亡乙相続人ら(亡丙相続人らを除く。)は、相続税法32条1号(平成18年法律第10号による改正前のもの)の規定に基づき、更正の請求をした。藤沢税務署長は、同更正の請求に対して減額の更正処分をし、また、控訴人に対し、同法35条3項(平成18年法律第10号による改正前のもの)の規定に基づき、増額の更正処分(本件更正処分)をした。

本件は、控訴人が、本件更正処分(再調査決定及び裁決によりそれぞれ一部取り消された後のもの)のうち、本件第一次更正処分における課税価格及び納付すべき税額を超える部分の

取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、課税の根拠及び計算に係る被控訴人の主張、争点と争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1～4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁18行目の「相続の一人」を「相続人の一人」と改める。

(2) 原判決18頁7行目の「相続又は遺贈により」を「相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。控訴人は、控訴理由を原審で主張したとおりとするところ、その主張が採用できないことは、引用した原判決説示のとおりである。

2 以上のとおりであるから、原判決は相当であり、控訴人の控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 水野 有子

裁判官 三輪 恭子

裁判官 古庄 研

(別紙)

指定代理人目録

市原麻衣、小林真帆、佐藤玲央、森田哲也、小池裕行、吉川優子

以上